

総社市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月17日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第22号

総社市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

総社市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年総社市条例第126号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(<u>利子及び保証人</u>)</p> <p>第14条 援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き<u>無利子</u>とする。</p> <p><u>2 援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の保証人は、援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条に規定する違約金を包含するものとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 援護資金は、年賦償還、<u>半年賦償還又は月賦償還</u>とする。</p> <p>2 償還方法は、<u>元金均等償還</u>の方法とする。ただし、繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項<u>及び</u>令第8条から<u>第11条</u>までの規定によるものとする。</p>	<p>(<u>利率</u>)</p> <p>第14条 援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、<u>その利率を延滞の場合を除き年3パーセント</u>とする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 援護資金は、年賦償還とする。</p> <p>2 償還方法は、<u>元利均等償還</u>の方法とする。ただし、繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、<u>令第8条から第12条</u>までの規定によるものとする。</p>

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の総社市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対する援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対する援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。